

犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における初期消火能力及び防火意識の向上を目的として交付する初期消火器具整備費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている町内会その他の組織をいう。
- (2) 初期消火器具 初期消火のために使用するスタンドパイプ式初期消火器具（別表に掲げる仕様を満たすものをいう。）をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる者は、消火栓が設置されている区域に存する町内会等であって、初期消火器具の取扱いに関する訓練等を定期的に実施できるものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、初期消火器具の購入に係る費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の12月31日までに、初期消火器具整備費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 初期消火器具の購入に係る見積書の写し
- (2) 初期消火器具の設置位置を明らかにする図面

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、初期消火器具整備費補助金交付決定通知書（様式第2）により補助金の交付を行わないことを決定したときは、初期消火器具整備費補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第8条 第7条の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業計画を変更しようとするときは、初期消火器具整備

費補助金事業計画変更届（様式第4）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定通知）

第9条 市長は、補助金の交付を変更したときは初期消火器具整備費補助金変更決定通知書（様式第5）により、補助金の交付を取り消したときはその旨を記載した書面により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、初期消火器具の購入及び設置が完了したときは、当該設置が完了した日の翌日から起算して30日以内に初期消火器具整備費補助金事業実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 初期消火器具の購入に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 初期消火器具の設置箇所を明らかにする位置図及び写真
- (3) 初期消火器具を設置した土地又は施設の使用に係る承諾書又は許可書の写し（町内会等の倉庫等に保管する場合を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、初期消火器具整備費補助金額確定通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、初期消火器具整備費補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 交付団体は、補助金の交付に係る事業により取得した初期消火器具について、善良な管理者の注意をもって保守及び管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

（初期消火器具の使用）

第14条 補助金の交付を受けた者（以下「交付団体」という。）は、初期消火器具を使用するときは、消防署が行う取扱指導を受けなければならない。

2 交付団体は、初期消火器具を火災発生時又は訓練時以外に使用してはならない。

3 交付団体は、訓練のため初期消火器具を使用しようとするときは、消防署に連絡するとともに、消防署員の立会いのもと行うものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

別表（第2条関係）

スタンドパイプ式初期消火器具仕様

器材	数量	仕様
消防用ホース	3～5本	40mm×20m又は40mm×15mとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
筒先	1本	40A 差込式
可変ノズル	1個	直状、噴霧（約120°噴霧までの展開角度）及びシャットが可能なものとする。 40A筒先に取付可能なものとする。
スタンドパイプ	1本	単口引き上げ式（レバー付きを含む。）で、口径65mmの消火栓に接続した際に、消火栓蓋開閉キーの操作に支障のない高さのものとする。
媒介金具	1個	差込異径媒介 （受け口65mm、差し口40mm）
消火栓蓋開閉キー	1本	別に定める。
台車		容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記すべての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。 各資器材は、運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。
収納箱又は収納袋		台車に各資器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 収納箱扉に鍵を設けることができるものとする。 正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとする。 収納箱又は収納袋には、町内会等名を表示することができるものとする。 台車自体が収納箱の機能を有する場合は、設けないことができる。